

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) に基づく特定非営利活動法人好望・恕
多機能型 (指定就労継続支援 B 型・生活介護) 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 特定非営利活動法人好望・恕 (以下「事業者」という。) が設置する好望・恕 (以下、「事業所」という。) において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 B 型 (以下「指定就労継続支援 B 型」という。)、生活介護 (以下「指定生活介護」という。) において実施する指定障害福祉サービス事業の指定就労継続支援 B 型及び指定生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 B 型及び指定生活介護 (以下「指定就労継続支援 B 型等」という。) の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場にたった適切な指定就労継続支援 B 型等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 指定就労継続支援 B 型の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
 - 3 指定就労継続支援 B 型等の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
 - 4 指定就労継続支援 B 型等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者 (以下「障害福祉サービス事業者等」という。) との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) 及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和 6 年条例第 15 号) に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 指定就労継続支援 B 型及び指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 好望・恕
- (2) 所在地 岩手県盛岡市みたけ 1 丁目 6 番 2 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤・サービス管理責任者兼務)

管理者は、職員の管理、指定就労継続支援 B 型等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1 名（常勤・管理者兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援 B 型等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援 B 型等の目標及びその達成時期、指定就労継続支援 B 型等を提供する上での留意事項等（以下、提供するサービスが指定就労継続支援 B 型にあっては「就労継続支援 B 型計画」、提供するサービスが指定生活介護にあっては「生活介護計画」という。）を記載した就労継続支援 B 型計画及び生活介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援 B 型計画を記載した書面を利用者及び指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者及び指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付すること。
- (オ) 就労継続支援 B 型計画作成後、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を 6 ヶ月に 1 回以上行うと共に、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上就労継続支援 B 型計画の見直しを行い必要に応じて就労継続支援 B 型計画を変更すること。
- (カ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を 6 ヶ月に 1 回以上行うと共に、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上生活介護計画の見直しを行い必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (ケ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

2 主たる事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援 B 型

(ア) 職業指導員 1 名以上

職業指導員は、就労継続支援 B 型計画に基づきサービス提供にあたる。また、生産活動の提供及び現場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(イ) 生活支援員 1 名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うと共に、就労継続支援 B 型計画に基づきサービスの

提供にあたる。

(ウ) 目標工賃達成指導員 1 名以上

目標工賃達成指導員は、就労継続支援 B 型個別支援計画に基づきサービス提供にあたる。また、工賃向上及び目標工賃を達成できるよう役割を担いつつ、適切な支援を行う。

(エ) 事務員 1 名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(オ) 調理員 1 名以上

調理員は、調理業務に関するを行う。

(カ) 医師（嘱託医） 1 名以上

健康管理や日常生活の指導を行う

(2) 指定生活介護

(ア) 看護師 1 名以上

看護師は生活介護計画に基づきサービスの提供にあたる。また、利用者個々の身体状況を把握し日常生活上の健康管理及び療養上の指導、管理を行う。

(イ) 生活支援員 1 名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、生活介護計画に基づきサービスの提供にあたる。

(ウ) 医師 1 名以上（嘱託医）

医師は利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(エ) 事務員 1 名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(オ) 調理員 1 名以上

調理員は、調理業務に関するを行う。

(カ) 医師（嘱託医） 1 名以上

健康管理や日常生活の指導を行う

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 主たる事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続 B 型

(ア) 営業日

月曜日から金曜日、但し国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く。ほか法人カレンダーによる。

(イ) 営業時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日、但し国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く。他、法人カレンダーによる。

(エ) サービス提供時間

午前 10 時から午後 4 時までとする。

(2) 指定生活介護

(ア) 営業日

月曜日から金曜日、但し国民の祝日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月4日までを除く。他、法人カレンダーによる。

(イ) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日、但し国民の祝日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月4日までを除く。ほか法人カレンダーによる。

(エ) サービス提供時間

午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 主たる事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型 20名

(2) 指定生活介護 11名

(主たる対象者)

第7条 主たる事業所においてサービス提供する主たる対象者は、次のとおりとする。また、体験利用する者も対象とする。

(1) 指定就労継続支援B型

(ア) 身体障がい者（18歳未満の者を除く）

(イ) 知的障がい者（18歳未満の者を除く）

(ウ) 精神障がい者（18歳未満の者を除く）

(2) 指定生活介護

(ア) 身体障がい者（18歳未満の者を除く）

(イ) 知的障がい者（18歳未満の者を除く）

(ウ) 精神障がい者（18歳未満の者を除く）

(サービスの内容)

第8条 主たる事業所で行う指定就労継続支援B型及び指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型

(ア) 就労継続支援B型個別支援計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 身体等の介護

(エ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練

(オ) 就労の機会の提供及び生産活動の提供（印刷・選別・キャップ折り等）

(カ) 施設外就労及び施設外支援

(キ) 求職活動支援

(ク) 職場定着支援

(ケ) 職場実習

(コ) 生活相談

- (サ) 訪問支援
- (シ) 健康管理
- (ス) 送迎サービス
- (セ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (ス) に附帯するその他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談及び助言。

(2) 指定生活介護

- (ア) 生活介護個別支援計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 身体等の介護
- (エ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (オ) 生産活動の提供（印刷・選別・キャップ折り等）
- (カ) 創作的活動
- (キ) 生活相談
- (ク) 健康管理
- (ケ) 訪問支援
- (コ) 送迎サービス
- (サ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (コ) に附帯するその他日常生活上の必要な介護、支援、相談及び助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援 B 型等を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援 B 型等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領をおこなわない指定就労継続支援 B 型等を提供した際は、利用者から法第29条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受けるものとする。この場合において、その提供した指定就労継続支援 B 型等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 日用品費の実費
- (2) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書は当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(工賃支払い等)

第10条 事業所は、主たる事業所における指定就労継続支援 B 型及び指定生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、指定就労継続支援 B 型については、ひと月あたりの工賃の平均額は 3,000

円を下回らないものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 1 1 条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規程する内容に留意すること。

- （１）利用者は秩序に従って、相互の親睦を図ること。
- （２）職員の指示に従うこと。
- （３）その他、重要事項説明書のサービス利用に関する留意事項の内容

（利用者負担額に係る管理）

第 1 2 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下、「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用は除く。）の額から法第 2 9 条第 3 項の規定により算出された訓練等給付費又は介護給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、令第 1 7 条 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 2 1 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 3 条 主たる事業所における通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- （１）指定就労継続支援 B 型
盛岡市、滝沢市とする。
- （２）指定生活介護
盛岡市、滝沢市とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 1 4 条 現に指定就労継続支援 B 型等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下、「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定就労継続支援 B 型等の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、利用者に係る障害福祉サービス事業者及び当該利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援 B 型等の提供により当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

（非常災害対策）

第 1 5 条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常事態時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。
- 3 事業所は非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

（苦情処理）

- 第16条 提供した指定就労継続支援B型等に関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定就労継続支援B型等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者当等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - （2）相談窓口の設置、差別・虐待防止委員会の設置
 - （3）成年後見制度の利用支援
 - （4）苦情解決体制の整備
 - （5）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な開催
 - （6）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - （7）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束の禁止）

- 第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急、その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

- 第20条 事業所は事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施

(業務継続計画の作成)

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援B型等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修
採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修
年1回以上、研修予定表による。
- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、指定就労継続支援B型等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 3月 1日から施行する。